

給水装置使用開始・中止・廃止届

御宿町長

年 月 日

届出人	フリガナ 氏名	(電話 印)
	〒	
	住所	

御宿町給水条例第20条第1項第1号の規定により、

年 月 日下記の給水装置の使用を 開始・中止・廃止 したいので、

お届けします。

届出給水装置場所	御宿町	
	フリガナ 氏名	(電話 印)
	所管 有理 者人 〒 住所	
差額請求先	フリガナ 氏名	(電話 印) □所有者と同じ □届出人と同じ
	〒	
	住所	

※ 中止している給水装置を再開栓する場合、給水装置使用開始届と手数料10,000円を納付いただきます。  
 廃止の場合、再開栓時には給水申込納付金が必要です。  
 なお、ご不明な点がございましたら、役場建設環境課 水道係へ問い合わせ下さい。  
 御宿町建設環境課 水道係 電話 0470-68-6693

※以下事務処理欄

	課長	主幹	主任	主事	入力者	検針者	受付
備考							
水栓番号:	メーター 番号 :			指針:		m <sup>3</sup>	

## 給水装置使用開始・中止・廃止届

御宿町長

提出する年月日と記入してください。

届出人	届出人の内容を記入し、押印してください。 「廃止」の場合については、必ず、所有者が提出ください。
-----	---

実施する年月日を記入し、届出内容に「○」をつけてください。

届出給水装置場所	水道のある住所を記入してください。	
	所管 有 理 者 人	届出人と同じ場合は、「届出人と同じ」で省略可能です。 管理人の指定がある場合のみ、記入ください。
	使 用 者	所有者と同じ場合は、「所有者と同じ」にチェックを入れてください。
差額請求先	中止・廃止の場合、前回検針日から実施日までの差額水道料が発生しますので、請求書の送付先をご記入ください。 所有者と同じ場合は「所有者と同じ」にチェックを、 届出人と同じ場合は「届出人と同じ」にチェックを入れてください。	

※ 中止している給水装置を再開栓する場合、給水装置使用開始届と手数料10,000円を納付いただきます。  
 廃止の場合、再開栓時には給水申込納付金が必要です。  
 なお、ご不明な点がございましたら、役場建設環境課 水道係へ問い合わせ下さい。  
御宿町建設環境課 水道係 電話 0470-68-6693

※以下事務処理欄のため、記入不要です。

「開始」 休止中の水道を再開します。  
 「中止」 水道の使用を中止します、手数料は生じません。  
 「廃止」 水道の加入を廃止します、加入金は返金されません。  
 再開には新規加入が必要となり、加入金等の費用が生じます。